

利用証の使用上の注意事項

1 利用に当たってのお願い

「埼玉県思いやり駐車場制度」は、対象となる駐車区画を必要とする人が安心して駐車できる環境づくりの一環となる制度で、「利用証」をお持ちの方が、制度の対象となる駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者の方が駐車されているなど、利用できない場合もあることをあらかじめご了解ください。

2 利用可能な駐車区画について

公共施設や商業施設（ショッピングセンター等）に設置されている「高齢者、障害者等のための駐車施設」（図1）での利用が可能です。

（図1）高齢者、障害者等のための駐車施設



車椅子使用者用駐車区画



優先駐車区画

3 利用証の掲示について

区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から表面が見えるように掲示してください。（図2）

運転中は危険ですので、必ず利用証をバックミラーから外してください。

（図2）車内での掲示例



4 利用証の利用について

この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が区画に駐車する場合にのみ利用できます。

[裏面]

【利用証や駐車区画の使用に関するお願い】

① 交付対象者の要件を欠いたときは利用証を返却してください。また、利用証の有効期間が満了したときは、利用証をはさみやシュレッダー等で裁断する等により、各自廃棄処分してください。

次のことが確認されたときは、利用証を返却していただきます。

- (1) 利用証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させた場合
 - (2) 交付申請書に記載されていた内容に虚偽があることが判明した場合
 - (3) 交付対象者の要件を欠いたにも関わらず利用証を返却しない場合
 - (4) その他、区画の管理・運営上不適切と判断される行為を行った場合
- ② 車椅子を常時使用する方（青色の利用証をお持ちの方）は、ドアを全開にしなければ、車から乗降ができません。幅の広い車椅子使用者用駐車区画は、青色の利用証を所持している方を優先するようご理解とご協力を願います。
- ③ 体調がよい場合や介助者の同乗などによって一時的に一般の駐車区画の利用が可能となる場合には、できるだけ一般の駐車区画の利用をお願いします。
- ④ 妊娠7か月目に達していないなくても、妊娠に起因する症状等によって歩行が困難となった場合には、ご自身の判断で利用証を使用していただくことは可能です。

【ご注意ください】

- ① この利用証によって、道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外を受けることはできません。
- ② この利用証によって、有料駐車区画の使用料が減免されることはありません。

＜お問合せ＞
埼玉県福祉部福祉政策課
電話 048-830-3223